明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二九〇）　二

○道路交通法施行令の一部を改正する政令（二九一）

〔府　令〕

○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府七四）　四

〔府令・省令〕

○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通三）　六

〔省　令〕

○電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令（財務七二）　八

〔告　示〕

○交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件（国家公安委二九）　一〇

○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第三項の規定に基づき、指定金融機関の営業所若しくは事務所の所在地の変更を公示する件（財務・農林水産・経済産業一五）

○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一八〇三）

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同一八〇四～一八一八）　一二

本号で公布された法令のあらまし

◇**道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二九〇号）（警察庁）

道路交通法の一部を改正する法律（平成二一年法律第二一号）の施行期日は、平成二二年四月一九日とすることとした。

◇**道路交通法施行令の一部を改正する政令**（政令第二九一号）（警察庁）

1　公安委員会が警察署長に行わせることができる交通の規制に関する規定を整備することとした。（第二条の二関係）

2　停車又は駐車をすることができる場所について特に配慮をする必要がある者を定めることとした。（第一四条の五関係）

3　高齢運転者等専用時間制限駐車区間等に違法に停車又は駐車をする行為に係る放置違反金及び反則金の額並びに基礎点数を定めることとした。（別表第一、別表第二及び別表第六関係）

4　この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二一年法律第二一号）の施行の日（平成二二年四月一九日）から施行することとした。